

# 環境保護と刑事制裁の限界

覚 正 豊 和

## 1

第二次大戦後、世界の経済は飛躍的に発展し、われわれ先進諸国のみならずは史上、例のないほど豊かで快適なものになった。だが、近年、エネルギー資源等の大量消費、大量廃棄などによって、環境をめぐる状況はきわめて深刻な状況に置かれ、地球の危機ともいわれる事態が招來した。すなわち、人間の活動によって惹起された地球環境変化は、もはや人間が対応できる速度を越え、回復不可能とも考えられる地球規模の環境危機にまで発展したため、国内外を問わずあらゆる論議がなされるに至っている。このような傾向は、地球環境のもつ意味をあらためて人々が考えようとするものであり、かけがえのない地球環境を守っていこうとの意識が共通の課題として形成されるようになったことを示すものである。

注1・注2・注3

1972年、スウェーデンの首都ストックホルムで開催された第一回国連人間環境会議において、参加国の立場の相違からおおくの不一致を残しながらも、「人間環境宣言」が採択されてきている。そこには、かぎられた資源しか持たない地球上で人間が社会集団として、あるいは個人としていきしていくためには地球をどのようにしていくべきかということが述べられている。そこから理解できることは、人間の生命の

価値は無限であるという視点より、人間の生命を中心に地球環境そのものに対する環境観、あるいは価値観の定着がみられるに至ったということである。

ここで、わが国の環境政策について簡単にふれてみると、それは四大公害の発生により、その規制や自然環境の保全等を中心に展開されてきたといえる。

まず、1967年に公害対策基本法が制定され、ついで、1970年のいわゆる公害国会において公害基本対策法の改正を含む14本の公害関係法の改正・制定がなされ、そして、1971年には環境問題に関して総合調整を行うために環境庁が設置されるに至った。こうした一連の策定により、1973年頃より公害問題は一応軽減したといえる。それは、たとえば、検察庁における公害犯罪についての新規受理人員総数も、昭和56年まで6,000人台を維持していたが、その後は減少傾向にあり、平成3年度は前年より158人減少して3,416人となった点にもあらわれている。注5 しかしながら、四大公害の発生による被害者は、いずれも予想をはるかに越えた数を示し、現在においても悲惨な問題を残していることは周知のとおりである。注6 しかも、今日なお、未規制の有害化学物質がつぎつぎと生まれ、その製造から破棄の過程において環境汚染をひき起こす危険性の高いことはいうまでもない。

われわれは、いま目を地球環境破壊の問題に向け、その不合理性にメスを入れるとともに環境破壊防止、保全への理論的解決策を探っていくかなければならないはずである。

本稿では、環境をめぐるこのような現状を直視しつつ、人々の生活に関する価値観の変化を考え、環境の保全、環境汚染防止につき、その憲法的意義を基礎に、法的保護手段のひとつである刑事罰の適用と限界をとおして法の規範的効力を考察していきたい。

## 2

自然環境保護と刑事制裁を検討するにあたってその前提として、環境権とは何かという権利の定義から概観していかなければなるまい。

第二次世界大戦後の急速な工業化、都市化、大量消費、大量破棄、大衆化社会といった社会変容は、人類の存亡にもかかる地球環境の問題として人々に重大な関心がもたられるようになってきた。それは、人々の生活に関する価値観が多様化したため、物理的な豊かさだけでなく、精神的なものを含めた生活の豊かさ、快適さを求めるようとするものであり、公害などの現業破壊の防除にとどまらず自然環境保全をも含めた環境問題へのとり組みがみられるようになってきたからに違いない。そして、地球環境は現在や将来の世代の生活の基盤や発展の基盤であるとの認識から良好な環境を享受する権利は、もっとも重要な基本的人権の一つであるとする法意識、あるいは権利に対する考え方の変化がもたられるようになったのである。<sup>注7</sup>

わが国において、環境権が基本的人権のひと

つとして論じられるようになったのは、急速な工業化に伴う公害の激化に対し、政府ならびに地方公共団体等による対策はいちじるしく立ち遅れ、人々の健康に重大な影響を与える問題解決方法として司法に求めざるをえなくなったことに始まる。これを整理すれば、つぎのようになる。

- ① 企業の生産活動や開発行為が、廃棄物を投棄したり自然破壊をもたらしたことによって、自然循環作用のみでなく人々の生活環境まで破壊するに至ったこと。
- ② これらの企業活動等に対して従来の法体系は無力であり、取締りの手段を持てなかつたこと。
- ③ 被害が人々の生命・健康にまで及ぶに至って、憲法・行政法レベルからの事前の予防的な規制・統制が要請され、公法上の差止措置を可能とする法的根拠が要求されるに至ったこと。
- ④ 必要によっては、操業停止や改善命令を行い、工場設置には事前の環境影響評価を行い住民の監視が可能でなければならないものであること。
- ⑤ 住民は侵害主体に転換しえないつねに被害を受ける側に置かれており、被害も集団的な形で現われてきており、一方的な環境破壊を強いる企業活動に対しては、最終的には実力阻止まで可能とする抵抗権的性格の法理が要請され、集団人権としての性格が要請されていること。
- ⑥ 環境破壊の激化によって徐々に整備されてきた公害法、自然環境保護法の法体系の指導理念が要請され、また実際上の被害の発生に

際して裁判上具体的な救済がより可能な法理論的根拠が要請されてきたこと。<sup>注8</sup>これらの諸要因が環境権の法的性格の形成において重要な前提となってきたのである。

3

環境権の法的性格については、憲法上の条項に依拠して考えれば、第25条の国家の積極的な配慮と施策を要請する性格、第13条の自由権的側面としての公害・環境破壊からの自由の性格を併せもつものと考えるものが通説である。

判例においても大阪空港訴訟第二審では、「およそ、個人の生命身体の安全、精神的自由は、人間の存在にもっとも基本的なことがらであって、法律上絶対的に保護されるべきものであることは疑いがなく、また、人間として生存する以上、平穏、自由で人間たる尊厳にふさわしい生活を営むことも、最大限度尊重されるべきものであって、憲法第13条はその趣旨に立脚するものであり、同第25条も反面からこれを裏付けているものと解することができる。このような個人の生命、身体、精神および生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであってその総体を人格権ということができ、このような人格権は何人もみだりにこれを侵害することは許されず、その侵害に対してはこれを排除する権能が認められなければならない。」(大阪空港公害訴訟 大阪高判昭50・11・27判例時報797号36頁)と、環境権を憲法上の人権規定を根拠とした幸福追求の権利、および第25条の健康で文化

的な生存権の保障規定から引き出された「個人の生命・身体・精神および生活に係る」権利としてとらえているのである。

このようにして、新しい権利としての環境権は、司法の俎上にあげることによって、確固たる権利へと形成され、展開されるようになったのである。

4

良好な環境を享受するという人々の要求は、環境権という新しい権利を生み出した。これによって環境問題がどれだけ前進するか、人々の環境に関する権利がどれだけ拡大するのかは、法の効力のありかたによるところである。

今日の環境法の特色についてみると、環境法はひじょうに広い法領域にわたっていること、すなわち、憲法をはじめとし民法、行政法、刑法、税法、信託法、民事的訴訟、刑事訴訟法、および施行令、施行規則等から成りたち、また、それぞれ特定の分野に対する保護、規制を行うための制定法もつくられ、ますます専門化、複雑化してきているといえよう。

ところで、自然環境保護のための法的手段は、今日、一般的に三つに分類されている。すなわち、民事的救済、行政的規制、刑事的制裁である。

民事的救済は、自然環境を破壊する行為の事前差し止め請求および自然環境破壊による権利侵害に対する事後的な損害賠償請求を中心である。そして、このような民事法システ

ムでは、環境汚染・環境破壊については、具体的被害が現実化し、実害が生じない限り、その規範力が及ばないのである。

つぎに、行政的規制においては、行政刑法という刑事制裁が関係してくる。行政的規制としては、第一に、政策目的の阻害となるような行為に対し、高率の課税を行うなどの不利益を課す方法、第二に、一定の行政目的達成のために特定の行為を行い、または差し控えるように相手方に対し勧奨する行政指導、第三に、規則違反者に対する営業停止や許可の取消などの各種業法上の制裁措置、第四に、目的を阻害する個々の行為を一般的にないしは一定の基準を設けてそれを越える場合は禁止したうえで、その違反者に対する中止、変更、是正、原状回復等の勧告・命令があげられる。<sup>注9</sup>そして、こうした場合、命令の実効性を担保するために多くの場合、罰則規定が置かれている。これを行政刑法といふのである。行政刑法では刑罰の適用の方法としては、間接罰規定と直接罰規定が存在する。前者は、法令違反者が行政官庁の改善命令、変更命令、措置命令、停止命令、原状回復・中止命令などに従わない場合にはじめて刑罰が科せられるもので、後者は行政官庁の処分を待つまでもなく違反者に対し直接的に刑罰を科すものである。

さて、それでは自然環境それ自体は刑罰によって保護されるべきだろうか。この点について今日、なお争いのあるところであって、肯定的見解の主なものとしては甲斐克則氏<sup>注10</sup>、否定的見解の主なものとしては伊東研祐氏<sup>注11</sup>があげられる。

いずれにしても、昭和45年、いわゆる公害罪法（人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律）の制定によって、間接的に人の身体・生命に悪影響を及ぼす自然環境の汚染・破壊に対して必要性・合理性が認められる範囲で刑事制裁をもちいることが承認されていることから、問題について少なくとも間接的な場合には、積極的に解することに無理がないものと思われる。また、そのように捉えなければ今日の自然環境をめぐるきわめて深刻な情況を解決することはできないのではないかと思慮される。

## 5

ここで、自然環境の保護と刑事制裁に関わりをもつ諸法令について、秋田経済大学、中村雄一氏の研究資料等を参考にして制定年度順に従って、規制対象別に整理すると以下のようになる。

## 〈行政刑法〉

## 1. 大気の保護

- ⑦ 電波法（昭和25年）。無線局開設免許取得義務（4条）、電波発射停止命令（72条）等の違反者に対し、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金（110条）。
- ⑧ ガス事業法（昭和29年）。技術基準不適合のガス工作物の修理、改造、移転、使用の一時停止命令違反者（28条2項）は、10万円以下の罰金（58条4号）。
- ⑨ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年）。特定核燃料

物質をみだりに取り扱うことにより、その原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又はその放射線を発散させて、人の生命、身体、又は財産に危険を生じさせた者は、10年以下の懲役（76条の2）。

- ⑩ 道路交通法（昭和35年）。62条は、ばい煙、悪臭ガス、有害ガス等の防止装置（道路運送車両法41条11号、44条5号）等の整備不良車両の運転を禁止し、それに対する違反者は、故意の場合3箇月以下の懲役又は5万円以下の罰金、過失の場合10万円以下の罰金（119条1項5号、2項）。
- ⑪ 大気汚染防止法（昭和43年）。ばい煙発生施設に関する計画変更命令違反（9条、9条の2）、ばい煙発生施設に係る改善、使用の一時停止命令違反（14条1項、3項）、粉じん発生施設の計画変更命令・改善命令違反（18条の8、18条の11）に対し、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（33条）。
- ⑫ 悪臭防止法（昭和46年）。規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質発生改善・改良勧告違反者（8条2項）に対し、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金（20条）。
- ⑬ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年）。特定物質製造数量の許可（4条1項）及び特定物質製造数量限定（14条1項）違反者に対し、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、これは併科できる（30条）。
- ⑭ スパイクタイヤの粉じんの発生の防止に関する法律（平成2年）。指定地域内での一定の道路での積雪又は凍結状態にない部

分でのスパイクタイヤの使用を禁じ（7条）、違反者に対し、10万円以下の罰金（8条）。

## 2. 水体の保護

- ⑮ 農薬取締法（昭和23年）。政府が政令により水質汚濁性農薬であると指定した農薬の内、当該農薬の使用につき都道府県知事の許可を受けるべき義務が課せられる場合（12条の4）に反して、水質汚濁性農薬に該当する農薬を使用した者は3万円以下の罰金（18条の2、第2号）。
- ⑯ 港則法（昭和23年）。「何人も、港内又は港の境界外1メートル以内の水面においては、みだりに、バラスト、廃油、石炭から、ごみその他これに類する廃物を捨ててはならない。」（24条1項）の規定違反に対し、3箇月以下の懲役又は3万円以下の罰金（41条3号）。
- ⑰ 自然公園法（昭和23年）。国立公園又は国定公園の特別の湖沼、湿原及びこれらの周辺地域で許可なく汚水又は廃水の排水設備を設け排水する行為（17条3項4の2号）、国立公園又は国定公園の海中公園地区内で許可なく汚水又は廃水を排出設備を設けて排出（18条の2第3項6号）などの違反者に対し、6箇月以下の懲役又は10万円以下の罰金（50条の1項）。
- ⑱ 毒物及び劇物取締法（昭和25年）。定められた方法による毒物、劇物等の廃棄義務（15条の2）違反に対し3箇月以下の懲役若しくは5万円以下の罰金（24条5号）。
- ⑲ 港湾法（昭和25年）。（37条1項4号）「許

可なく港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為」、たとえば廃物投棄制限違反行為に対し、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金(61条1項1号)。

⑨ 蕁場法(昭和28年)と蕁場設置許可義務(3条)と、蕁場以外での獣蓄のと殺禁止(9条1項)などの違反者に対し、3年以下の懲役又は5万円以下の罰金(16条)。

⑩ 河川法(昭和39年)。29条において河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等につき、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為につき政令でこれを禁止、制限又は許可を受けさせることができると規定している(109条)。

⑪ 海洋汚染および海上災害の防止に関する法律(昭和45年)。船舟からの油の排出の禁止(4条1項)、船舶からの有害液体物質の排出の禁止(9条の2第1項)、船舶からの廃棄物の排出の禁止(10条1項)、海陽施設及び航空機からの油および廃棄物の排出の禁止(18条1項)などの違反に対し、故意の場合は6箇月以下の懲役又は50万円以下の罰金、過失による場合は、3箇月以下の禁錮又は30万円以下の罰金(55条1項、2項)。

⑫ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年)。廃油、特定の産業廃棄物の投棄(16条1項)、一般廃棄物の公共水域への投棄(16条2項2号)などに対し6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金(26条2号)、あるいは3箇月以下の懲役又は20万円以下の罰金(27条)。

⑬ 水質汚濁防止法(昭和45年)。同法においては、都道府県知事による、排水規準に適合しない特定施設の構造、使用方法、汚水等の処理に関する計画変更命令(8条)、総量規制基準に適合しない汚水又は廃液の処理方法の改善その他必要な措置を採るべき命令(8条の2)、排出水を排出する者に対する改善、一時停止命令(13条、13条の2)の違反に対し、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(30条)。湖沼水質保全特別措置法(昭和59年)。指定湖沼の水質保存のために特別の規定(8条、10条、33条)。

### 3. 土壤・土地の保護

⑭ 採石法(昭和25年)。採取計画の認可(33条)に従って岩石の採取を行う義務(33条の8)に違反して採取を行った者は、一年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又これを併科(43条3号)。

⑮ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年)。特別保存地区内での無許可での宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(8条1項2号)。土石の類の採取(同4号)などの命令違反者に対し1年以下の懲役又は10万円以下の罰金(20条)。

⑯ 砂利採取法(昭和43年)。採取計画の認可(16条)に従って砂利の採取を行わなければならない義務(21条)に違反して採取を行った者は、1年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又はこれを併科(45条3号)。

⑰ 都市計画法(昭和43年)。市街化調整区

- 域における開発行為の事前に許可を受ける義務（29条）に違反して開発行為を行った者に対して、30万円以下の罰金（92条3号）。
- ④ 都市緑地保全法（昭和48年）。緑地保全地域内における宅地の造成、土地の開墾、土石の採取鉱物の採掘その他の土地の形質の変更（5条1項2号）違反した者に対する都道府県知事の原状回復その他の必要な措置命令（6条1項）。違反した者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金（21条）。
- ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律。廃油、特定の産業廃棄物の投棄が、6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金（26条2号）、それ以外の廃棄物の一定区域内への投棄（16条2項1号）一定区域外での産業廃棄物の投棄（16条2項3号）は、3箇月以下の懲役又は20万円以下の罰金（27条2号）。
- ⑥ 農薬取締法。政府が政令をもって土壤留性農薬と指定した農薬の使用規制に反する使用（12条の3）に対し、3万円以下の罰金（18条の2第1号）。
- ⑦ 自然公園法。国立公園又は国定公園内で許可なく鉱物を採取したり（17条3項3号）、土地を開墾しその他土地の形状を変更したり（同7号）する行為は6箇月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金（50条1号）。

#### 4. 動植物の保護

- ⑧ 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年）。狩猟鳥獣を定め、それ以外の鳥獣を

- 捕獲した者には、6箇月以下の懲役又は20万円以下の罰金（1条の4第1項、22条1号）、捕獲禁止場所（11条）、捕獲手段の制限（15条）、捕獲時間・場所等の制限（16条）に違反した場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金（21条1項1号）。
- ⑨ 動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年）。牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひる、これら以外の人が占有している動物で哺乳類又は鳥類に類するものと定義される保護動物を虐待し、又は遺棄した者は、3万円以下の罰金又は科料（13条）。
- ⑩ 南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律（昭和57年）。南極地域での南極哺乳類、南極鳥類の捕獲、殺傷、卵の採取、南極地域への動物又は植物の持ち込み、特別保護地区の植物の採取等（3条1項）を行った者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金（9条）。
- ⑪ 絶滅のおそれのある野生動物の譲渡の規制等に関する法律（昭和62年）。希少野生動植物の譲り渡し、譲り受け、引き渡し、引き受けを禁じ（3条1項）、その違反者には6箇月以下の罰金（16条1号）。
- ⑫ 自然公園法。国立公園又は国定公園内の特別地域内での高山植物の他これに類する植物で環境庁官が指定するものの無許可の採取（17条3項8号）、特別保護地区内の植物又は落葉若しくは落枝の無許可の採取、無許可での動物の捕獲、又は動物の卵の採取（18条3項6、7号）、海中公園地区内での熱帯魚、さんご、海そうその他の

これらに類する指定を受けたものの無許可の採捕（18条の2第3項2号）は、6箇月以下の懲役又は10万円以下の罰金（50条）。

### 〈刑事刑法〉

#### 1. 大気の保護

放火・失火罪（108条以下）、激発物破裂罪（117条）、ガス漏罪（118条）

#### 2. 水体の保護

溢水罪（119条以下）、浄水・水道汚穢罪（142条、143条）、浄水・水道毒物混入罪（144条、146条）

#### 3. 土壤・土地の保護

不動産侵奪罪（235条の2）、建造・物損壊罪（260条）、器物損壊罪（261条）、境界標損壊罪（262条の2）

#### 4. 動植物の保護

##### 器物損壊・動物傷害罪

もちろん人の身体や生命を害することになれば、故意の場合、暴行罪（208条）、傷害罪（204条）、殺人罪（199条）、過失によるものであれば、（業務上）過失致死傷罪（209条以下）も考えられる。しかしながら、以上の罪は、公共の安全、公衆の健康、人の生命、身体・財産等を保護するために規定されたものであることは明らかである。

なお、自然環境の保護自体が目的とされているわけではないが、人の健康に係わる公害犯罪の処罰に関する法律（昭和45年）でも公害からの人々の健康の保護を目的として立法さ

れている（1条）。

すなわち、工場又は事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質（身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質を含む）を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者を、故意の場合は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（2条1項）、よって人を死傷させた者は7年以下の懲役又は500万円以下の罰金（2条2項）に処し、業務上過失の場合には、2年以下の懲役若しくは禁錮又は200万円以下の罰金（3条1項）、よって人を死傷させた場合には5年以下の懲役若しくは禁錮又は300万円以下の罰金（3条2項）に処される。

6

以上のように、自然環境の保護と刑事制裁に関わりをもつ諸法令は多々存在する。そして、それぞれの法令は自然環境の保護にかなり有効に作用しているようである。しかしながら、環境問題は、つねに深刻化への危険性を有する。それゆえ、自然環境保護のためのより有効な法規制が必要になってくるのである。さすれば、その危険性を排除する意味において刑事的制裁をもちいなければならぬのは当然であろうし、また、刑事的制裁をもちいることにより自然環境を保護していくこうとすることは世界的傾向にあるといえよう。  
注14

注15ここで、考えるべきことは環境保護のため刑事制裁をもちいるとしても、それをどのようにもちいるのか、すなわち行政刑法の分野でもちいるのか、刑事刑法の分野でもちいるのかとい

う問題が存在する。中村雄一氏は「原則的に故意による大規模で重大な自然環境の破壊の場合を除き、一般的には行政刑法の分野で、しかも行政庁の命令違反を前提とする処罰で効果的だと思われる行為については積極的に間接処罰形式をもちいているのが望ましいと思われる………しかし、間接処罰形式になじまない環境破壊行為に対しては直接処罰形式をもちいることはやむをえないし、現代のような自然環境の破壊が今後さらに続くのであれば、自然環境それ自身を保護法益と考え、一定の重大な自然環境の破壊行為を自然犯として刑事刑法の分野で規制しなければならないであろう」としている。

注16

このような中村氏の主張それ自体は正論ともいえる。しかし、実際上罰則規定によって自然環境を保護することは直接処罰形式の十分な効果は期待できないのではないだろうか。間接処罰形式には行政官庁の命令がその前提となっている。だが、これまで行政官庁はその命令を出すことすら消極的態度をとりつづけてきている。また、環境保護または環境汚染防止に関する諸法令は、つねにあと追い的に制定されてきているといえる。このことは、法令による規制に一定の限界を示すものと考えられる。

さらに、環境保護や環境汚染防止に対する刑事的制裁には、罪刑法定主義の要請からも限界があり、刑法の謙抑主義の問題、法人処罰の問題等からもその実効性は難しいのであり、このように刑事的規制に限界があるからこそ環境問題の深刻化がもたらされるともいえよう。それゆえに、環境問題については個々の次元で捉えようとするのではなく、その解釈、また、その保全については人類全体で解決にあたっていか

なければならない問題である。その意味からも、たんに一国内において刑事罰をもちいてまで解決をはかろうとするのではなく、国連でとりあげるにもっとも適した問題であるといえる。

もっとも1972年にストックホルムで開かれた国連人間環境会議における有名な宣言が行われた以降、1992年6月のリオデジャネイロでの地球サミットに至るまで地球環境は若干の改善はあったかも知れないが本質的な変化が見られないようである。そのような意味からも地球環境保護のための国際社会の発展とよりよい環境法の発展を期待するのである。

しかし、各国それぞれの社会文化的な差異、法体系の特殊性等から自然環境保全、環境污染防治のための環境法の普遍的立法化は困難なことであるかもしれない。だが、今後、ますます増加の傾向にあろう人域の存亡にもかかる環境をめぐる紛争を解決するためには、環境問題を総合的に把握し、それに沿った法規制を検討し実効あらしめねばならないであろう。

注1 1970年3月、東京で開催された第1回公害国際会議の宣言として「人たるもの誰もが健康や福祉を侵す要因に禍いされない環境を享受する権利と将来の世代へ現在の世代の残すべき遺産であるところの自然美を含めた自然資源にあずかる権利とを基本的人権の一種として持つという原則を法体系の中に確立するよう要請する」ことを発表している。

注2 環境庁検討会による報告書（平成3年）参照。また、通産省報告書でも環境調和型

経済社会の構造を目標に掲げている。

注3 John McCormick, Redaiming Pradise : The Global Environmental Movement (Indiana : Indiana University Press, 1989)、P174には、ほぼこの10年間で国際環境における分野の条約が58件採決されたことが示されている。

注4 「人間環境宣言」は、人間環境の保全と向上に関し、世界の人々を励まし、導くため共通の見解と原則を内容としている。その中で、同宣言は、(1)環境に関する権利と義務、(2)天然資源の保護、(3)更新可能な資源、(4)野生生物の保護、(5)更新不能な資源、(6)有害物質の排出規制、(7)海洋汚染の防止、(8)経済社会開発、(9)開発の促進と援助、(10)一次産品の価格安定、(11)環境政策の影響、(12)環境保護のための援助、(13)総合的な開発計画等26項目についての諸原則を表明している。

注5 平成4年度犯罪白書（法務省法務総合研究所、1992）49頁

注6 たとえば、水俣病問題をめぐっては原因企業に対する損害賠償請求や認定棄却処分取消請求訴訟等として、国および熊本県を被告とする国家賠償請求訴訟が現在2高裁、5地裁に係属している。

注7 覚正豊和「現代社会における法の基礎」（八千代出版、1992）31頁参照。

注8 松本昌悦「人権としての環境権」『被害者法の研究3』（有斐閣、1986）149頁-153頁参照。

松本昌悦「環境権」別冊ジュリスト憲法判例百選230頁

注9 東條伸一郎「都市開発に伴う犯罪」『現代刑罰法体系』（青林書院、1983）44頁

注9 甲斐克則「海洋環境の保護と刑法——三菱石油水島製油焼失事故判決を契機として——」刑法雑誌30巻2号（1989）

注11 伊東研祐「環境の保護の手段としての刑法の機能」『団藤重光博士古希祝賀論文集第三巻』266頁-283頁（有斐閣、1984）

注12 Jaro Maycla は The penal protection of the Environment, 26 American Joarnal Comparative Law 471 (1978)において、昭和45年の公害法の制定によって「人の健康に係る公害」を独立の犯罪類型となし、その防止のために刑事制裁を積極的に用うるべき過失危険犯の処罰、両罰化、因果関係の推定を置いたということは他国を大きくリードするものであることを示している。

注13 「リゾート開発と法的諸問題」69頁-76頁『秋田経済法科大学法学部法律政治研究所紀要』第8巻（1992）

注14 Kriminalisierung der Umweltstörung, Ein Diskussionsentwurf der Arbeitsgemeinschaft Sozialdemokratischer Juristen, Z-RP 1972, S.76ff によると警報的手段をもって環境法の本質の規制を矯正するものとされる。

注15 ドイツでは、1980年7月1日の第18次刑法一部改正法によって Umweltstrafrecht（環境刑法）が刑法典324条以下にもり込まれた。そこには、騒害（325条）、環境を危険にするごみの処理（326条）施設の不法な操業（327条）、核燃料物質の不法な取り扱い（328条）、保護を必要とする区域の危

## 環境保護と刑事制裁の限界

殆化（239条）、重大な環境の危殆化（330条）等が規定されている。Achtzehntes Strafrechtsänderungsgesetz-Gesetz zur Bekämpfung der Umwelt kriminalität (18. StrÄndG) von 28. März 1980, BG131, IS.373.

注16 中村雄一・前掲書77頁